

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人名古屋工業大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果及び役員職務実績に応じ、学長がその額の100分の10の範囲内でこれを増減額することができるとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	}	12月より役員報酬の月額を991,000円から989,000円に引き下げた。 期末特別手当の年間支給月数引き下げた(3.1月→2.95月)。
理事		12月より役員報酬の月額を0.2%引下げた。 期末特別手当の年間支給月数引き下げた(3.1月→2.95月)。
理事(非常勤)		改正なし
監事		理事と同じ
監事(非常勤)		改正なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 18,281	千円 11,884	千円 4,655	千円 1,426(地域手当) 316(通勤手当) ()	4月1日		
A理事	千円 14,222	千円 9,376	千円 3,672	千円 1,125(地域手当) 49(通勤手当) ()	4月1日		
B理事	千円 14,197	千円 9,376	千円 3,672	千円 1,125(地域手当) 24(通勤手当) ()	4月1日		
C理事	千円 12,741	千円 7,816	千円 3,176	千円 1328(地域手当) 420(単身赴任) ()	4月1日		◇
A監事 (非常勤)	千円 1,200	千円 1,200	千円 0	千円 ()			
B監事 (非常勤)	千円 1,160	千円 1,160	千円 0	千円 ()			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	8,919	6 0	平成22年3月31日	0	H16.4.1~22.3.31(6年)業務評価は標準。経営協議会において決定。国立大学法人名古屋工業大学役員退職手当規則第2条により $991000 \times 12 \times 6 \times 12.5 \div 100$ の計算式によって決定。	*
A理事					該当者なし	
B理事					該当者なし	
C理事					該当者なし	
監事A (非常勤)					該当者なし	
監事B (非常勤)					該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標・中期計画の実施における組織の再編、機能の効率化を図りつつ、人件費の削減に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与の水準については、人事院勧告を参考にし、国家公務員の給与水準を考慮し決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

一般職員は、人事評価を実施し、昇給、昇格及び勤勉手当の成績率に反映させる。また、教員においては、教員評価結果を昇給の参考資料として用いている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日の基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合に基づき支給される。
昇給	毎年1月1日に同日前1年間における勤務成績に応じた昇給区分、昇給号俸数により昇給させることができる。
昇格	勤務成績が優秀で、必要経歴年数、必要在級年数等の基準を満たしたものは1級上位の級に昇格させることができる。

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

- (1) 12月より職員の俸給月額を、平均0.1%減額する改正
- (2) 期末・勤勉手当の年間支給月数引き下げ(4.15月→3.95月)する改正
(平成22年12月期は0.20月分減額する改正)
- (3) 55歳を超える職員で一般職員6級以上、教員5級以上の者の給与の一定率減額(△1.5%)する改正
- (4) 43歳を満たない職員のうち平成22年1月1日において昇給した職員の号俸を平成23年4月1日に1号俸上げる改正

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	478人	45.5歳	8,123千円	6,051千円	126千円	2,072千円
事務・技術	153人	42.1歳	5,777千円	4,394千円	131千円	1,383千円
教育職種 (大学教員)	324人	47.1歳	9,238千円	6,840千円	124千円	2,398千円
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
その他	1人	-	-	-	-	-

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	62.7	3,533	3,029	151	504
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	62.7	3,533	3,029	151	504
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

〔年俸制適用者〕

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	38	43.8	5,680	5,680	121	0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
特任研究員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	20	42.9	6,091	6,091	82	0
特任専門員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	6	62.5	5,978	5,978	138	0
特任職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	6	36.2	3,774	3,774	174	0
特任教員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	6	36.2	5,920	5,920	180	0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員区分、任期付職員区分及び非常勤職員区分は該当者がいないため省略。

年俸制適用者の常勤職員区分、在外職員区分、再任用職員区分及び非常勤職員は該当者がいないため省略。

注3:常勤職員のその他とは、看護師の職務である。

注4:常勤職員のその他については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注5:「特任研究員」とは、高度の専門的な知識又は豊富な経験が特に必要と認められるプロジェクト等の研究を遂行するために、外部資金若しくは競争的資金の経費により、一定の期間雇用する者をいう。

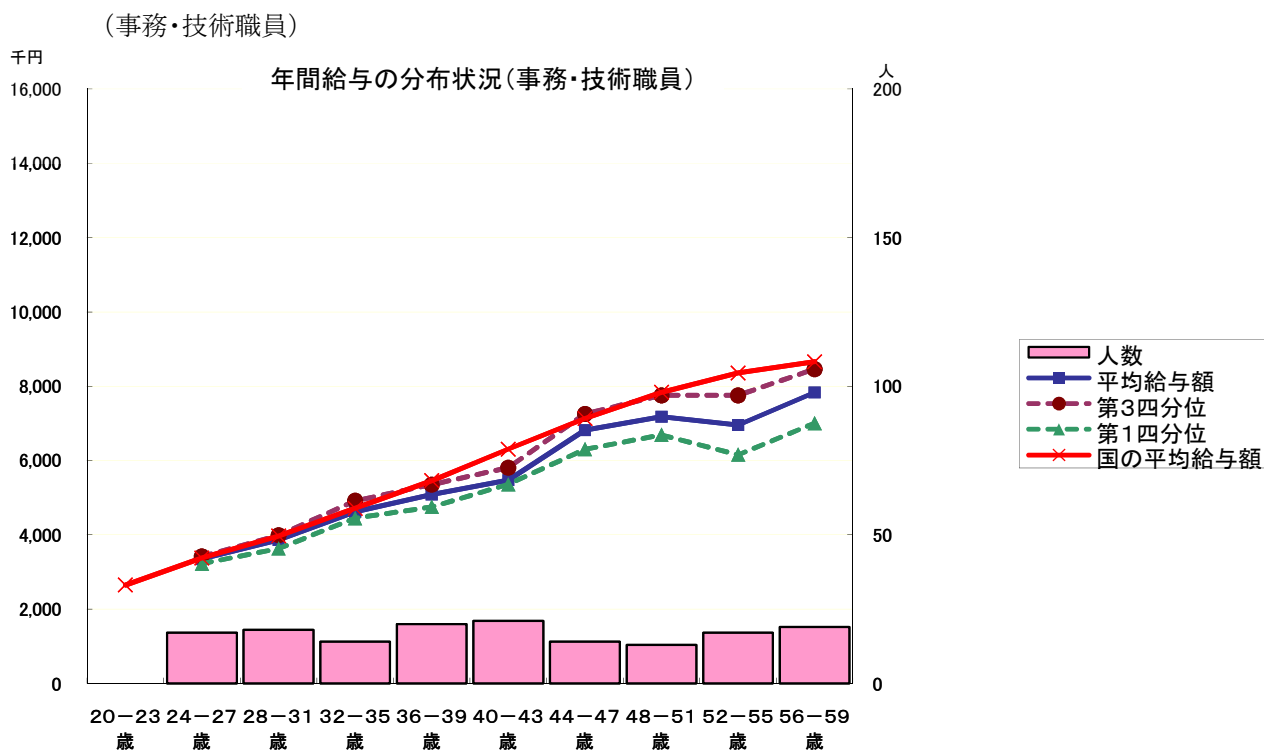
注6:「特任専門員」とは、高度の専門的な実務知識又は豊富な経験を活用することが特に必要と認められる業務を遂行するために、外部資金若しくは競争的資金の経費により、一定の期間雇用する者をいう。

注7:「特任職員」とは、必要な実務的な支援を行うために、一定の期間雇用する者をいう。

注8:「特任教員」とは、テニユア・トラック制(若手研究者が、任期付き雇用形態で

自立した研究環境で研究・教育者としての経験を積み、厳格な審査を経て一定の基準に達している場合には専任教員となることができる制度をいう。)に基づき雇用される者で、名古屋工業大学若手研究イノベータ養成センターにおいて教育研究に従事する、一定の期間雇用する者をいう。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



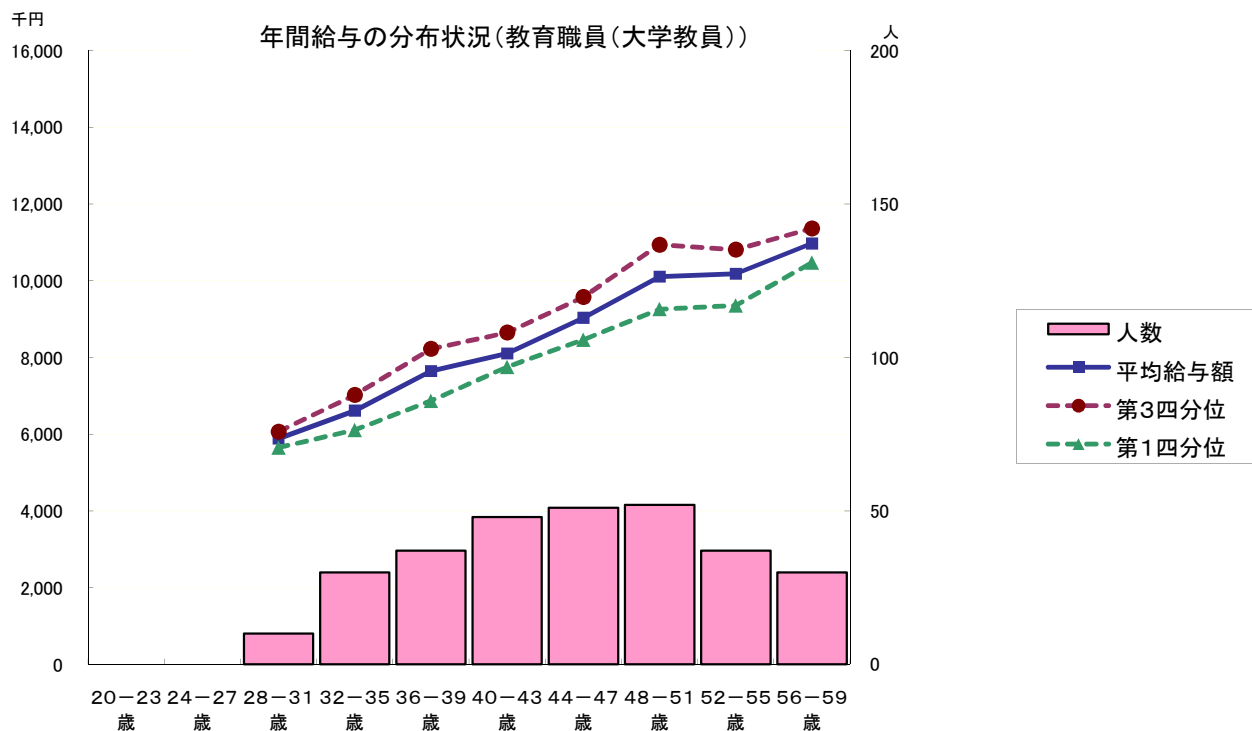
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1四分位	第3四分位
	人	歳	千円	千円
代表的職位				
・部次長	1		—	—
・課長	11	56.3	8,283	9,006
・課長補佐	22	51.1	7,314	7,898
・係長	66	44.8	5,211	6,485
・主任	16	36.5	4,118	4,747
・係員	37	29.8	3,325	3,912

注:部次長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均は表示していない。

(教育職員(大学教員))



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・教授	129	54.4	10,308	10,863	11,340
・准教授	140	44.3	8,187	8,572	9,005
・助教	55	36.9	6,052	6,393	6,641

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級
標準的な職位		局長	局長	部長	部長	課長	課長
人員 (割合)	153	0 (0.0 %)	0 (0.0 %)	0 (0.0 %)	0 (0.0 %)	6 (3.9 %)	8 (5.2 %)
年齢(最高～最低)						59～52	58～49
所定内給与年額(最高～最低)						7,000～ 6,398	6,553～ 6,051
年間給与額(最高～最低)						9,218～ 8,415	8,465～ 7,970

4級	3級	2級	1級
課長 補佐	係長 主任	主任 係員	係員
30 (19.6 %)	59 (38.6 %)	26 (17.0 %)	24 (15.7 %)
59～46	59～31	52～28	32～24
6,080～ 4,876	5,198～ 3,214	3,940～ 2,740	3,061～ 2,391
7,992～ 6,407	6,942～ 4,373	5,215～ 3,633	3,983～ 3,169

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	准教授	准教授	助教	助手
人員 (割合)	324	0 (0.0 %)	129 (39.8 %)	140 (43.2 %)	0 (0.0 %)	55 (17.0 %)	0 (0.0 %)
年齢(最高～最低)			62～42	62～34		62～29	
所定内給与年額(最高～最低)			9,806～ 6,228	7,657～ 4,612		5,885～ 4,113	
年間給与額(最高～最低)			13,562～ 8,427	10,297～ 6,129		7,752～ 5,415	

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 68.1	% 66.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.4	% 31.9	% 33.6
	最高～最低	% 41.0 ～ 32.9	% 37.5 ～ 29.9	% 36.4 ～ 31.5
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 68.1	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.7	% 31.9	% 33.8
	最高～最低	% 41.0 ～ 32.7	% 37.5 ～ 29.3	% 37.8 ～ 31.8

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 62	% 66.6	% 64.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38	% 33.4	% 35.7
	最高～最低	% 41.0 ～ 33.5	% 37.5 ～ 27.0	% 39.3 ～ 32.0
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.7	% 68.3	% 66.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.3	% 31.7	% 33.5
	最高～最低	% 41.0 ～ 29.6	% 37.3 ～ 26.5	% 38.7 ～ 29.7

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

91.4

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

104.9

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

108.5

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員	91.4	
	参考	地域勘案	91.9
		学歴勘案	89.8
	地域・学歴勘案	91.0	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であるとする。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 49.9% (国からの財政支出額 5,082百円, 支出予算の総額 10,191百円:平成22年度予算) 【検証結果】 平成22年度予算における支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は49.9%であるが、対国家公務員の給与水準指数は91.4である。また、累積欠損額0円(平成21年度決算)である。以上のことから、給与は適切な水準である。		
講ずる措置	引き続き組織の再編、機能の効率化を図り、人件費の削減を行い、給与水準の維持に努める。		

教育職員(大学職員)と国家公務員との給与水準の比較指標 105.7

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 4,440,909	千円 4,580,006	千円 (%) △139,097 (△3)	千円 (%) — (—)
退職手当支給額 (B)	千円 435,748	千円 580,498	千円 (%) △144,750 (△24.9)	千円 (%) — (—)
非常勤役員等給与 (C)	千円 936,391	千円 890,344	千円 (%) 46,047 (5.2)	千円 (%) — (—)
福利厚生費 (D)	千円 617,775	千円 598,472	千円 (%) 19,303 (3.2)	千円 (%) — (—)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 6,430,823	千円 6,649,320	千円 (%) △218,497 (△3.3)	千円 (%) — (—)

総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額が対前年度比3%減少した要因としては、人勸準拠及び欠員補充の抑制によるものである。
- ・退職手当支給額が前年比24.9%減少した要因としては、定年退職者等の人員減によるものである。
- ・結果として、最広義人件費については、対前年度比3.3%の減少となった。
- ・行革推進法、「行政改革の重要方針」による人件費削減の取り組みについては、平成18年度からの5年間に
おいて5%の人件費削減を図った。

【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないとする。

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	5,066,295	4,893,136	4,850,444	4,773,838	4,580,006	4,440,909
人件費削減率 (%)		△3.4	△4.3	△5.8	△9.6	△12.3
人件費削減率(補正值)(%)		△3.4	△5.0	△6.5	△7.9	△9.1

・「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%、△1.5%である。

・基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額5,066,295千円を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項 特になし